

第19回 奈良県政府調達苦情検討委員会 議事録

1 開催日時

平成29年8月17日（木） 16時30分～17時15分

2 開催場所

奈良県庁舎 会計管理者室

3 出席者

(1) 委員 … 福井委員長、和田委員、島委員、島田委員、戸城委員 (5名全員出席)

(2) 事務局 … 中澤会計局長、会計局総務課 阪本課長、小林課長補佐、中谷係長、松岡主任主査

4 議事等 (質疑応答については6議事等概要に記載)

(1) 会議の公開、議事録作成について

(2) 報告

- ・政府調達制度、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の改正について
- ・苦情処理手続の概要について
- ・本県特定調達契約の状況について

5 公開・非公開の別

公開 (傍聴者 0人)

6 議事等概要

- (1) 開会
- (2) 委員会録音の了承
- (3) 会議成立の報告

事務局より、委員の半数以上が出席しているので、奈良県政府調達苦情検討委員会規則第6条第3項の定足数を満たし、会議が成立していることを報告した。

(4) 挨拶（中澤会計局長）

(5) 議事

①会議及び議事録の公開

事務局から説明の後、委員長が委員に諮り、異議なく決定した。

②議事録署名委員の選出

福井委員長が、50音順により、和田委員を指名した。

③報告

- ・政府調達制度、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の改正について
- ・苦情処理手続の概要について
- ・本県の特定調達契約の状況について

④質疑及び意見交換

- ・事務局から資料に基づき説明後、委員から次のとおり質疑及び意見交換が行われた。

和田委員： 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の改正により、当委員会に新たな苦情が出される可能性はあるか。

事務局： 改正の内容である「複数落札入札制度」について国に確認したところ、都道府県や市町村で該当する入札案件は今のところ想定していないとのことであった。国においては、防衛関係で弾薬の発注といったものを想定しているようである。

福井委員長： 資料によると、奈良県政府調達に関する苦情処理手続について、委員会が供給者からの苦情申立てを受理し、公示する際に参加者を募集するとあるが、この参加者とはどういう者か。

事務局： 奈良県政府調達に関する苦情の処理手続四の3に、参加者とは当該苦情に係る調達に利害関係を有する供給者であると示している。

和田委員： 平成28年度に山梨県から防災ヘリコプターについて3件苦情申立てがされているが、これは申立人がそれぞれ違うということか。

事務局： そのとおりです。

和田委員： 過去の自治体における苦情案件を見ると防災ヘリコプターが多いが、苦情が多く出される要因はあるか。

事務局： 防災ヘリは、たとえば山梨県は高山地帯が多いなど、各県における地域性や滑走条件等により、既製品のカスタマイズが必要なことが多い。各県の必要な性能等を仕様書に正確に記載するということが難しいようである。本来は仕様書等に

疑問があれば、事業者と調達機関がやりとりの中で解決していくのであるが、苦情を申し立てられた案件は、双方の思いがずれてしまった結果、事業者が入札参加資格無しとなり、苦情申立てという結果になったと思われる。

島田委員： 資料にある、奈良県地域別将来人口推計システムとはどのようなものか。

事務局： まちづくりを計画する際に、地域別将来人口を推計するため字（あざ）単位で人口が今後どのように推移していくかを推定できるシステムである。
保育所や学校、福祉施設といった公共施設をどの地域に設置するか計画する際に参考とするシステムとなる。

島田委員： 字単位だと誤差が出るかもしれない。国が行っている市町村単位のシステムでも相当な誤差が出ている。商業施設が出来たり、開発地域にかかたりすると、影響が出る。

島委員： 委員会が苦情を受理した場合で、調達が協定どおりに実施されていない場合は委員会は是正策を提案することになっているが、その提案に対して調達機関がどういった対応をしなければならないかといった規定はあるか。提案されても従わなければならないということはあるか。

事務局： 奈良県政府調達に関する苦情の処理手続九の6に、「関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受理した日の翌日から起算して十日以内に理由を付けて委員会に報告しなければならない」という規定がある。必ずしも提案に拘束されるものでない。

島委員： 委員会としては是正策を提案して終わりということか。調達機関からの提案に従わないとの報告を受けて、反論ということはないか。

事務局： 委員会手続としては提案をもって終了です。

福井委員長： 昨年度の奈良県の特定調達案件についてだが、一般競争入札について予定価格は事前に公表されているか。

事務局： 一般競争入札のうち、総合評価方式のものは予定価格を事前に公表している。

福井委員長： 総合評価方式ですから、価格以外に技術点等の評価要素のウェイトが高いんですね。

島委員： この苦情委員会は年に最低1回開催しなければならないという規定はあるか。

事務局： この委員会は地方自治法で規定する、県が設置する附属機関になっている。特に年に何回開催しなければならないという定めはないが、委員会の設立趣旨が図られるよう委員の皆様に概況を報告し、また苦情が申し立てられた場合には委員

各位にご検討いただくということから、最低年に1回開催したいと考えている。

福井委員長： 突然苦情が申し立てられたら、限られた期間内で処理しないといけない。そういう意味からも定期的に開催する意味はあると思う。

福井委員長： 他に質問・意見がなければ、これで終了としたい。

上記のとおり、相違ないことを確認する。

平成29年 9月13日

奈良県政府調達苦情検討委員会 委員長

福井英之



奈良県政府調達苦情検討委員会 委員

和田真一

